

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年11月25日
【四半期会計期間】	第5期第2四半期（自平成25年7月1日至平成25年9月30日）
【会社名】	フィデアホールディングス株式会社
【英訳名】	FIDEA Holdings Co. Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 里村正治
【本店の所在の場所】	宮城県仙台市青葉区中央三丁目1番24号
【電話番号】	仙台（022）290局8800（代表）
【事務連絡者氏名】	専務執行役 原田儀一郎
【最寄りの連絡場所】	宮城県仙台市青葉区中央三丁目1番24号
【電話番号】	仙台（022）290局8800（代表）
【事務連絡者氏名】	財務主計グループ長 渡辺広
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

当社は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間（連結）会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成23年度	平成24年度
		中間連結 会計期間	中間連結 会計期間	中間連結 会計期間	平成23年度	平成24年度
		(自 平成23年 4月1日 至 平成23年 9月30日)	(自 平成24年 4月1日 至 平成24年 9月30日)	(自 平成25年 4月1日 至 平成25年 9月30日)	(自 平成23年 4月1日 至 平成24年 3月31日)	(自 平成24年 4月1日 至 平成25年 3月31日)
連結経常収益	百万円	24,870	23,328	25,429	49,126	49,360
連結経常利益	百万円	3,243	4,419	5,200	7,523	6,937
連結中間純利益	百万円	1,894	2,865	3,178	-	-
連結当期純利益	百万円	-	-	-	4,243	4,228
連結中間包括利益	百万円	479	1,842	3,093	-	-
連結包括利益	百万円	-	-	-	8,797	17,031
連結純資産額	百万円	55,885	63,503	80,862	62,520	78,692
連結総資産額	百万円	2,274,941	2,435,751	2,566,348	2,352,274	2,488,060
1株当たり純資産額	円	305.32	364.27	486.05	355.79	469.41
1株当たり中間純利益金額	円	13.20	19.97	22.15	-	-
1株当たり当期純利益金額	円	-	-	-	28.55	28.46
潜在株式調整後1株当たり 中間純利益金額	円	10.19	15.27	16.42	-	-
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	円	-	-	-	22.83	22.55
自己資本比率	%	2.3	2.5	3.1	2.6	3.1
営業活動によるキャッ シュ・フロー	百万円	71,194	38,903	72,791	91,309	59,944
投資活動によるキャッ シュ・フロー	百万円	104,015	53,959	57,944	114,045	63,596
財務活動によるキャッ シュ・フロー	百万円	983	4,051	4,759	7,733	3,973
現金及び現金同等物の中間 期末（期末）残高	百万円	48,155	40,484	61,893	51,494	51,802
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,893 [1,314]	1,898 [1,283]	1,892 [1,272]	1,872 [1,309]	1,869 [1,278]

(注) 1. 当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第4 経理の状況」中、「1 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

3. 自己資本比率は、（（中間）期末純資産の部合計 - （中間）期末少数株主持分）を（中間）期末資産の部の合計で除して算出しております。

(2) 当社の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第3期中	第4期中	第5期中	第3期	第4期
決算年月		平成23年9月	平成24年9月	平成25年9月	平成24年3月	平成25年3月
営業収益	百万円	1,585	1,632	1,651	2,338	2,431
経常利益	百万円	872	908	825	895	966
中間純利益	百万円	868	885	823	-	-
当期純利益	百万円	-	-	-	879	920
資本金	百万円	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000
発行済株式総数	千株	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
		143,464	143,464	143,464	143,464	143,464
		B種優先株式	B種優先株式	B種優先株式	B種優先株式	B種優先株式
		25,000	25,000	25,000	25,000	25,000
純資産額	百万円	52,546	52,579	52,573	52,558	52,614
総資産額	百万円	63,876	65,580	65,577	65,565	65,644
1株当たり純資産額	円	296.57	296.81	296.77	295.63	296.03
1株当たり中間純利益金額	円	6.05	6.17	5.73	-	-
1株当たり当期純利益金額	円	-	-	-	5.10	5.40
潜在株式調整後1株当たり 中間純利益金額	円	4.67	4.72	4.25	-	-
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	円	-	-	-	4.73	4.91
1株当たり配当額	円	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
		-	-	-	5.00	5.00
		B種優先株式	B種優先株式	B種優先株式	B種優先株式	B種優先株式
		-	-	-	5.88	5.84
自己資本比率	%	82.2	80.1	80.1	80.1	80.1
従業員数	人	31	33	44	34	33
[外、平均臨時従業員数]		[3]	[4]	[6]	[4]	[5]

(注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 自己資本比率は、(中間)期末純資産の部合計を(中間)期末資産の部の合計で除して算出しております。

2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また主要な関係会社についても、異動はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間における、本四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第2四半期連結累計期間におけるわが国経済は、各種経済対策や金融政策の効果などを背景に、個人消費が底堅く推移したほか、円安や海外景気の底入れ等による輸出環境の改善や公共投資の増加が継続する等、緩やかな回復基調となりました。一方で、欧州経済の停滞や中国をはじめ新興国の経済減速による影響等、先行き不透明感が色濃く伺える状況であります。

このような状況下で、当第2四半期連結累計期間の連結経営成績のうち連結経常収益は、役員取引等収益や有価証券売却益の増加等で、前年同期比21億1百万円（9.0%）増加の254億29百万円となりました。一方、連結経常費用は、与信関係費用の増加等で、前年同期比13億20百万円（6.9%）増加の202億29百万円となりました。その結果、連結経常利益は前年同期比7億80百万円（17.6%）増加の52億円、中間純利益は前年同期比3億13百万円（10.9%）増加の31億78百万円となりました。

また、当社グループ連結の主要勘定残高のうち、譲渡性預金を含む総預金の当第2四半期連結会計期間末残高は、公金預金のほか、個人預金を中心に増加し、前連結会計年度末比934億円（4.0%）増加の2兆3,828億円となりました。貸出金の当第2四半期連結会計期間末残高は、個人ローンや地方公共団体向け貸出を中心に増加し、前連結会計年度末比132億円（0.8%）増加の1兆6,155億円となりました。有価証券の当第2四半期連結会計期間末残高は、前連結会計年度末比476億円（6.1%）増加の8,288億円となりました。

なお、当社グループの中核的企業である子銀行のうち、荘内銀行単体の経営成績は、経常収益が前年同期比14億66百万円（13.4%）増加の123億97百万円、経常利益が前年同期比12億33百万円（78.6%）増加の28億3百万円、中間純利益が前年同期比8億57百万円（95.2%）増加の17億57百万円となりました。また、主要勘定のうち総預金の当四半期末残高は前事業年度末比342億円（2.9%）増加の1兆1,777億円、貸出金の当四半期末残高は前事業年度末比50億円（0.5%）増加の8,695億円、有価証券の当四半期末残高は前事業年度末比203億円（5.9%）増加の3,605億円となりました。

一方、北都銀行単体の経営成績は、経常収益が前年同期比5億28百万円（4.8%）増加の115億1百万円、経常利益が前年同期比1億79百万円（10.9%）増加の18億25百万円、中間純利益が前年同期比50百万円（5.5%）増加の9億53百万円となりました。また、主要勘定のうち総預金の当四半期末残高は、前事業年度末比589億円（5.0%）増加の1兆2,186億円、貸出金の当四半期末残高は前事業年度末比81億円（1.0%）増加の7,588億円、有価証券の当四半期末残高は前事業年度末比273億円（6.0%）増加の4,768億円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況の分析

当第2四半期連結累計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは、預金等の増加による収入が貸出金の増加による支出を上回ったこと等により727億91百万円の収入（前年同期比338億88百万円の増加）となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の取得による支出が売却及び償還による収入を上回ったこと等により、579億44百万円の支出（前年同期比39億85百万円の減少）となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、劣後特約付借入金の返済等により、47億59百万円の支出（前年同期比88億11百万円の減少）となりました。

以上の結果、現金及び現金同等物の当第2四半期連結会計期間末残高は618億93百万円（前年同期比214億9百万円増加）となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題、研究開発活動

当第2四半期連結累計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

研究開発活動については該当ありません。

国内業務部門・国際業務部門別収支

当第2四半期連結累計期間の資金運用収支は、国内業務部門で150億60百万円、国際業務部門で1億89百万円、合計で152億50百万円（前第2四半期連結累計期間比90百万円減少）となりました。

役員取引等収支は、国内業務部門で33億2百万円、国際業務部門で8百万円、合計で33億10百万円（前第2四半期連結累計期間比4億42百万円増加）となりました。

その他業務収支は、国内業務部門で4億56百万円、国際業務部門で22百万円、合計で4億79百万円（前第2四半期連結累計期間比2億49百万円減少）となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額 ()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第2四半期連結累計期間	15,207	134	-	15,341
	当第2四半期連結累計期間	15,060	189	-	15,250
うち資金運用収益	前第2四半期連結累計期間	16,687	165	26	16,826
	当第2四半期連結累計期間	16,626	220	23	16,823
うち資金調達費用	前第2四半期連結累計期間	1,480	31	26	1,485
	当第2四半期連結累計期間	1,565	31	23	1,573
役員取引等収支	前第2四半期連結累計期間	2,856	11	-	2,868
	当第2四半期連結累計期間	3,302	8	-	3,310
うち役員取引等収益	前第2四半期連結累計期間	4,286	18	-	4,305
	当第2四半期連結累計期間	4,800	15	-	4,815
うち役員取引等費用	前第2四半期連結累計期間	1,430	6	-	1,437
	当第2四半期連結累計期間	1,497	6	-	1,504
その他業務収支	前第2四半期連結累計期間	699	29	-	728
	当第2四半期連結累計期間	456	22	-	479
うちその他業務収益	前第2四半期連結累計期間	1,183	29	-	1,212
	当第2四半期連結累計期間	1,619	22	-	1,641
うちその他業務費用	前第2四半期連結累計期間	483	-	-	483
	当第2四半期連結累計期間	1,162	-	-	1,162

(注) 1. 国内業務部門とは当社及び連結子会社の円建取引、国際業務部門とは当社及び連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引及び円建外国債券等については国際業務部門に含めております。

2. 資金調達費用は金銭の信託運用見合費用（前第2四半期連結累計期間1百万円、当第2四半期連結累計期間1百万円）を控除しております。

3. 資金運用収益及び資金調達費用の相殺消去額は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。

国内業務部門・国際業務部門別役務取引の状況

当第2四半期連結累計期間の役務取引等収益は、国内業務部門で48億円、国際業務部門で15百万円、合計で48億15百万円（前第2四半期連結累計期間比5億10百万円増加）となりました。

一方、役務取引等費用は、国内業務部門で14億97百万円、国際業務部門で6百万円、合計で15億4百万円（前第2四半期連結累計期間比67百万円増加）となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
役務取引等収益	前第2四半期連結累計期間	4,286	18	4,305
	当第2四半期連結累計期間	4,800	15	4,815
うち預金・貸出業務	前第2四半期連結累計期間	690	-	690
	当第2四半期連結累計期間	675	-	675
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	945	18	964
	当第2四半期連結累計期間	938	15	953
うち証券関連業務	前第2四半期連結累計期間	259	-	259
	当第2四半期連結累計期間	334	-	334
うち代理業務	前第2四半期連結累計期間	1,603	-	1,603
	当第2四半期連結累計期間	1,931	-	1,931
うち保護預り・貸金庫業務	前第2四半期連結累計期間	47	-	47
	当第2四半期連結累計期間	46	-	46
うち保証業務	前第2四半期連結累計期間	317	0	317
	当第2四半期連結累計期間	301	0	301
役務取引等費用	前第2四半期連結累計期間	1,430	6	1,437
	当第2四半期連結累計期間	1,497	6	1,504
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	156	6	162
	当第2四半期連結累計期間	163	6	170

（注） 国内業務部門とは当社及び連結子会社の円建取引、国際業務部門とは当社及び連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引については国際業務部門に含めております。

国内業務部門・国際業務部門別預金残高の状況
預金の種類別残高（未残）

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
預金合計	前第2四半期連結会計期間	2,104,746	3,326	2,108,072
	当第2四半期連結会計期間	2,204,826	2,860	2,207,687
うち流動性預金	前第2四半期連結会計期間	868,509	-	868,509
	当第2四半期連結会計期間	902,417	-	902,417
うち定期性預金	前第2四半期連結会計期間	1,223,517	-	1,223,517
	当第2四半期連結会計期間	1,283,222	-	1,283,222
うちその他	前第2四半期連結会計期間	12,719	3,326	16,045
	当第2四半期連結会計期間	19,186	2,860	22,047
譲渡性預金	前第2四半期連結会計期間	137,958	-	137,958
	当第2四半期連結会計期間	175,163	-	175,163
総合計	前第2四半期連結会計期間	2,242,705	3,326	2,246,031
	当第2四半期連結会計期間	2,379,990	2,860	2,382,851

（注）1．流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金

2．定期性預金 = 定期預金 + 定期積金

3．国内業務部門とは当社及び連結子会社の円建取引、国際業務部門とは当社及び連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引については国際業務部門に含めております。

国内・海外別貸出金残高の状況

業種別貸出状況（未残・構成比）

業種別	前第2四半期連結会計期間		当第2四半期連結会計期間	
	金額（百万円）	構成比（％）	金額（百万円）	構成比（％）
国内（除く特別国際金融取引勘定分）	1,563,023	100.00	1,615,571	100.00
製造業	130,186	8.33	127,409	7.89
農業，林業	5,411	0.35	4,834	0.30
漁業	190	0.01	151	0.01
鉱業，採石業，砂利採取業	2,971	0.19	3,488	0.22
建設業	76,505	4.89	73,366	4.54
電気・ガス・熱供給・水道業	15,979	1.02	18,756	1.16
情報通信業	11,614	0.74	10,907	0.68
運輸業，郵便業	21,524	1.38	23,662	1.46
卸売業，小売業	107,141	6.86	108,516	6.72
金融業，保険業	55,462	3.55	43,768	2.71
不動産業，物品賃貸業	99,674	6.38	102,627	6.35
学術研究，専門・技術サービス業	7,260	0.46	6,755	0.42
宿泊業，飲食サービス業	28,030	1.79	27,482	1.70
生活関連サービス業，娯楽業	21,141	1.35	20,088	1.24
教育，学習支援業	4,534	0.29	4,160	0.26
医療・福祉	47,015	3.01	49,657	3.07
その他のサービス	47,789	3.06	43,532	2.69
地方公共団体	368,654	23.59	413,089	25.57
その他	511,935	32.75	533,313	33.01
海外及び特別国際金融取引勘定分	-	-	-	-
政府等	-	-	-	-
金融機関	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
合計	1,563,023		1,615,571	

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第20号。以下、「告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースについて算出しております。なお当社は国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率（国内基準）

項目		平成24年9月30日	平成25年9月30日
		金額（百万円）	金額（百万円）
基本的項目 (Tier 1)	資本金	15,000	15,000
	うち非累積的永久優先株	-	-
	新株式申込証拠金	-	-
	資本剰余金	24,744	24,744
	利益剰余金	21,344	25,023
	自己株式（ ）	1	2
	自己株式申込証拠金	-	-
	社外流出予定額（ ）	-	-
	その他有価証券の評価差損（ ）	-	-
	為替換算調整勘定	-	-
	新株予約権	-	-
	連結子法人等の少数株主持分	1,245	1,136
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	-	-
	営業権相当額（ ）	-	-
	のれん相当額（ ）	370	213
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額（ ）	-	-
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額（ ）	310	201
	計 (A)	61,652	65,488
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券（注1）	-	-	
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	803	803
	一般貸倒引当金	6,293	5,432
	負債性資本調達手段等	15,800	12,000
	うち永久劣後債務（注2）	-	-
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株（注3）	15,800	12,000
	計	22,896	18,235
うち自己資本への算入額 (B)	22,488	18,235	
控除項目	控除項目（注4） (C)	364	444
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	83,775	83,279
リスク・アセット等	資産（オン・バランス）項目	854,786	880,167
	オフ・バランス取引等項目	15,794	15,253
	信用リスク・アセットの額 (E)	870,581	895,421
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額（(G) / 8%） (F)	71,037	70,860
	（参考）オペレーショナル・リスク相当額 (G)	5,683	5,668
計 (E) + (F) (H)	941,619	966,281	
連結自己資本比率（国内基準） = (D) / (H) × 100（%）		8.89	8.61
（参考）Tier 1 比率 = (A) / (H) × 100（%）		6.54	6.77

- (注) 1. 告示第17条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
2. 告示第18条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
3. 告示第18条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
4. 告示第20条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、株式会社荘内銀行及び株式会社北都銀行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

株式会社荘内銀行(単体)の資産の査定額

債権の区分	平成24年9月30日	平成25年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	39	42
危険債権	73	86
要管理債権	89	40
正常債権	8,173	8,690

(注) 1. 部分直接償却は実施していません。

2. 金額は単位未満を四捨五入しております。

株式会社北都銀行(単体)の資産の査定額(部分直接償却後)

債権の区分	平成24年9月30日	平成25年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	29	26
危険債権	143	155
要管理債権	49	84
正常債権	7,417	7,425

(注) 金額は単位未満を四捨五入しております。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	560,000,000
A種優先株式	20,206,500
B種優先株式	70,000,000
計	650,206,500

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成25年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成25年11月25日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	143,464,890	143,464,890	東京証券取引所 市場第一部	権利内容に何ら限定の ない当社における標準 となる株式 単元株式数 100株
B種優先株式 (当該優先株式は行使 価額修正条項付新株予 約権付社債券等であり ます。)	25,000,000	25,000,000	非上場・非登録	(注)
計	168,464,890	168,464,890		

(注) B種優先株式の主な内容は次のとおりであります。

(1) B種優先株式に係る行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質

B種優先株式には、当社普通株式を対価とする取得請求権が付される。B種優先株式の取得請求権の対価として交付される普通株式の数は、一定の期間における当社の普通株式の終値を基準として決定され、または修正されることがあり、当社の株価の下落により、当該取得請求権の対価として交付される当社普通株式の数は増加する可能性がある。

B種優先株式の取得請求権の対価として交付される普通株式の数は、取得の請求がなされたB種優先株式に係る払込金額の総額を、以下の取得価額で除して算出される。また、取得価額は、原則として、取得請求期間(下記(6)に定義する。以下同じ)において、毎月1回の頻度で修正される。

取得価額は、当初、取得請求期間の初日に先立つ5連続取引日の毎日の終値の平均値に相当する金額とする。

取得請求期間において、毎月1日の翌日以降、取得価額は、当該日までの直近の5連続取引日の当会社の普通株式の終値の平均値に相当する金額に修正される。

上記の取得価額は、B種優先株式の発行決議日からの5連続取引日における終値の平均値の50%に相当する金額を下限とする。

B種優先株式には、当社が、平成32年4月1日以降、一定の条件を満たす場合に、当会社の取締役役会が別に定める日の到来をもって、法令上可能な範囲で、金銭を対価としてB種優先株式の全部または一部を取得することができる旨の取得条項が付されている。

(2) B種優先配当金

B種優先配当金

当社は、定款第44条第1項に定める剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたB種優先株式を有する株主（以下、「B種優先株主」という。）またはB種優先株式の登録株式質権者（以下、「B種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下、「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下、「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、B種優先株式1株につき、B種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記に定める配当率（以下、「B種優先配当率」という。）を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。）（以下、「B種優先配当金」という。）の配当をする。ただし、当該基準日の属する事業年度においてB種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対して下記(3)に定めるB種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

B種優先配当率

平成22年3月31日に終了する事業年度に係るB種優先配当率

B種優先配当率 = 初年度B種優先配当金 ÷ B種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）

上記の算式において「初年度B種優先配当金」とは、B種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記に定める日本円TIBOR（12ヶ月物）（ただし、B種優先株式の発行決議日をB種優先配当率決定日として算出する。）に1.00%を加えた割合（%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。）を乗じて得られる数に、払込期日より平成22年3月31日までの実日数である1を分子とし、365を分母とする分数を乗じることにより算出した額の金銭（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。）とする。

平成22年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係るB種優先配当率

B種優先配当率 = 日本円TIBOR（12ヶ月物） + 1.00%

なお、平成22年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係るB種優先配当率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

上記の算式において「日本円TIBOR（12ヶ月物）」とは、毎年4月1日（ただし、当該日が銀行休業日の場合はその直後の営業日）（以下、「B種優先配当率決定日」という。）の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを指すものとする。日本円TIBOR（12ヶ月物）が公表されていない場合は、B種優先配当率決定日において、ロンドン時間午前11時現在のReuters3750ページに表示されるロンドン・インター・バンク・オファード・レート（ユーロ円LIBOR12ヶ月物（360日ベース））として、英国銀行協会（BBA）によって公表される数値を、日本円TIBOR（12ヶ月物）に代えて用いるものとする。「営業日」とはロンドンおよび東京において銀行が外貨および為替取引の営業を行っている日をいう。

ただし、上記の算式の結果が8%を超える場合には、B種優先配当率は8%とする。

非累積条項

ある事業年度においてB種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対してする剰余金の配当の額がB種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対しては、B種優先配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロもしくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当または当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロもしくは第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(3) B種優先中間配当金

当社は、定款第44条第2項に定める中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたB種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき、B種優先配当金の額の2分の1を上限とする金銭（以下「B種優先中間配当金」という。）を支払う。

(4) 残余財産

残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式を有する株主またはA種優先株式の登録株式質権者と同順位にて、B種優先株式1株につき、B種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に下記に定める経過B種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

非参加条項

B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

経過B種優先配当金相当額

B種優先株式1株当たりの経過B種優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日（以下、「分配日」という。）において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数にB種優先配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。）をいう。ただし、分配日の属する事業年度においてB種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対してB種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(5) 議決権

B種優先株主は、株主総会において、全ての事項について議決権を行使することができない。ただし、B種優先株主は、ある事業年度終了後、(i) (a) 当該事業年度にかかる定時株主総会の招集のための取締役会決議までに開催される全ての取締役会において、B種優先株主に対して当該事業年度の末日を基準日とするB種優先配当金の額全部（当該事業年度においてB種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）にかかる剰余金（以下、「当年度B種優先配当金」という。）の配当を行う旨の決議がなされず、かつ、当該事業年度にかかる定時株主総会に当年度B種優先配当金を支払う旨の議案が提出されない場合は、当該定時株主総会より、(b) 当該定時株主総会において当該議案が否決された場合は、当該定時株主総会の終結の時より、(ii) B種優先株主に対してその翌事業年度以降の各事業年度の末日を基準日とするB種優先配当金の額全部（当該事業年度においてB種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）にかかる剰余金の配当を行う旨の取締役会決議または株主総会決議が最初になされる時まで、上記の期間中に開催される全ての株主総会において全ての事項について議決権を行使することができる。

(6) 普通株式を対価とする取得請求権

取得請求権

B種優先株主は、下記に定める取得を請求することのできる期間中、当社に対し、自己の有するB種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当社は、B種優先株主がかかる取得の請求をしたB種優先株式を取得すると引換えに、下記に定める財産を当該B種優先株主に対して交付するものとする。ただし、単元未満株式については、本項に規定する取得の請求をすることができないものとする。

取得を請求することのできる期間

平成25年4月1日から平成37年3月31日まで（以下「取得請求期間」という。）とする。

取得と引換えに交付すべき財産

当社は、B種優先株式の取得と引換えに、B種優先株主が取得の請求をしたB種優先株式数にB種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、B種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。

当初取得価額

取得価額は、当初、取得請求期間の初日に先立つ5連続取引日（取得請求期間の初日を含まず、株式会社東京証券取引所（当社の普通株式が複数の金融商品取引所に上場されている場合、取得請求期間の初日に先立つ1年間における出来高が最多の金融商品取引所）における当社の普通株式の終値（気配表示を含む。以下、「終値」という。）が算出されない日を除く。）の毎日の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、取得価額が下記に定める下限取得価額を下回る場合は、下限取得価額とする。

取得価額の修正

取得請求期間において、毎月第3金曜日（以下、「決定日」という。）の翌日以降、取得価額は、決定日まで（当日を含む。）の直近の5連続取引日（ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日でない場合は、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。）の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）に修正される。ただし、かかる計算の結果、修正後取得価額が下記に定める下限取得価額を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とする。なお、上記5連続取引日の初日以降決定日まで（当日を含む。）の間に、下記に定める取得価額の調整事由が生じた場合、修正後取得価額は、取締役会が適当と判断する金額に調整される。

上限取得価額

取得価額には上限を設けない。

下限取得価額

B種優先株式の発行決議日から（当日を含まない。）の5連続取引日（ただし、終値のない日は除く。）における終値の平均値の50%に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）を「下限取得価額」という（ただし、下記による調整を受ける。）。

取得価額の調整

イ．B種優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、取得価額（下限取得価額を含む。）を次に定める算式（以下「取得価額調整式」という。）により調整する（以下調整後の取得価額を「調整後取得価額」という。）。取得価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(A) 取得価額調整式に使用する時価（下記八．に定義する。以下同じ。）を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、当社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本において同じ。）その他の証券（以下「取得請求権付株式等」という。）、または当社の普通株式の交付と引換えに当社が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権その他の証券（以下「取得条項付株式等」という。）が取得または行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。）

調整後取得価額は、払込期日（払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、または株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

(B) 株式の分割をする場合

調整後取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数（基準日における当社の自己株式である普通株式に関して増加する普通株式数を除く。）が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。

(C) 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額（下記ニ．に定義する。以下本(C)、下記(D)および(E)ならびに下記ハ．(D)において同じ。）をもって当社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）に、または株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日（以下「価額決定日」という。）に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

(D) 当社が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件（本イ．またはロ．と類似する希薄化防止のための調整を除く。）が付されている場合で、当該修正が行われる日（以下、「修正日」という。）における修正後の価額（以下、「修正価額」という。）が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合

調整後取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の翌日以降これを適用する。

なお、かかる取得価額調整式の適用に際しては、下記(a)ないし(c)の場合に応じて、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額に、それぞれの場合に定める割合（以下、「調整係数」という。）を乗じた額を調整前取得価額とみなすものとする。

(a) 当該取得請求権付株式等について当該修正日前に上記(C)または本(D)による調整が行われていない場合

調整係数は1とする。

(b) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(C)または本(D)による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記による取得価額の修正が行われている場合

調整係数は1とする。

ただし、下限取得価額の算定においては、調整係数は、上記(C)または本(D)による直前の調整を行う前の下限取得価額を当該調整後の下限取得価額で除した割合とする。

(c) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(C)または本(D)による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記による取得価額の修正が行われていない場合

調整係数は、上記(C)または本(D)による直前の調整を行う前の取得価額を当該調整後の取得価額で除した割合とする。

(E) 取得条項付株式等の取得と引換えに取得価額調整式に使用される時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合

調整後取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

ただし、当該取得条項付株式等について既に上記(C)または(D)による取得価額の調整が行われている場合には、調整後取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数（下記ホ．に定義する。）が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本(E)による調整は行わない。

(F) 株式の併合をする場合

調整後取得価額は、株式の併合の効力発生日以降、併合により減少する普通株式数（効力発生日における当社の自己株式である普通株式に関して減少した普通株式数を除く。）を負の値で表示して交付普通株式数とみなして取得価額調整式を適用して算出し、これを適用する。

ロ．上記イ．(A)ないし(F)に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換または株式移転等により、取得価額（下限取得価額を含む。）の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する取得価額（下限取得価額を含む。）に変更される。

- 八．(A) 取得価額調整式に使用する「時価」は、調整後取得価額を適用する日に先立つ5連続取引日の終値の平均値（終値のない日を除く。）とする。ただし、平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。なお、上記5連続取引日の間に、取得価額の調整事由が生じた場合、調整後取得価額は本 に準じて調整する。
- (B) 取得価額調整式に使用する「調整前取得価額」は、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額とする。
- (C) 取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日（上記イ．(A) ないし (C) に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない。）の、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日の、当社の発行済普通株式数（自己株式である普通株式の数を除く。）に当該取得価額の調整の前に上記イ．およびロ．に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数（ある取得請求権付株式等について上記イ．(D) (b) または(c) に基づく調整が初めて適用される日（当該日を含む。）からは、当該取得請求権付株式等に係る直近の上記イ．(D) (b) または (c) に基づく調整に先立って適用された上記イ．(C) または (D) に基づく調整により「交付普通株式数」とみなされた普通株式数は含まない。）を加えたものとする。
- (D) 取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、上記イ．(A) の場合には、当該払込金額（無償割当ての場合は0円）（金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額）、上記イ．(B) および(F) の場合には0円、上記イ．(C) ないし(E) の場合には価額（ただし、(D) の場合は修正価額）とする。
- 二．上記イ．(C) ないし(E) および上記八．(D) において「価額」とは、取得請求権付株式等または取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額（新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得または行使に際して当該取得請求権付株式等または取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。
- ホ．上記イ．(E) において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記八．(C) に従って既発行普通株式数に含められている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。
- へ．上記イ．(A) ないし(C) において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当社の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記イ．(A) ないし(C) の規定にかかわらず、調整後取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。
- ト．取得価額調整式により算出された調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後取得価額調整式による取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(7) 金銭を対価とする取得条項

金銭を対価とする取得条項

当社は、平成32年4月1日以降、取締役会が別に定める日（以下「取得日」という。）が到来したときは、法令上可能な範囲で、B種優先株式の全部または一部を取得することができる。ただし、取締役会は、当該取締役会の開催日までの30連続取引日（開催日を含む。）の全ての日において終値が下限取得価額を下回っている場合で、かつ、金融庁の事前承認を得ている場合に限り、取得日を定めることができる。この場合、当社は、かかるB種優先株式を取得すると引換えに、下記 に定める財産をB種優先株主に対して交付するものとする。なお、B種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。取得日の決定後も上記(6) に定める取得請求権の行使は妨げられないものとする。

取得と引換えに交付すべき財産

当社は、B種優先株式の取得と引換えに、B種優先株式1株につき、B種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に経過B種優先配当金相当額を加えた額の金銭を交付する。なお、本 においては、上記(4) に定める経過B種優先配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」をいずれも「取得日」と読み替えて、経過B種優先配当金相当額を計算する。

(8) 普通株式を対価とする取得条項

普通株式を対価とする取得条項

当社は、取得請求期間の末日までに当社に取得されていないB種優先株式の全てを取得請求期間の末日の翌日（以下「一斉取得日」という。）をもって取得する。この場合、当社は、かかるB種優先株式を取得するのと引換えに、各B種優先株主に対し、その有するB種優先株式数にB種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記に定める普通株式の時価（以下「一斉取得価額」という。）で除した数の普通株式を交付するものとする。B種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

一斉取得価額

一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ45連続取引日目に始まる30連続取引日の毎日の終値の平均値（終値が算出されない日を除く。）に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

(9) 株式の分割または併合及び株式無償割当て

分割または併合

当社は、株式の分割または併合を行うときは、普通株式およびB種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

株式無償割当て

当社は、株式無償割当てを行うときは、普通株式およびB種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

(10) その他株式の権利内容等

単元株式数

B種優先株式の単元株式数は、当社の他の種類の株式と同様、100株であります。

種類株主総会の決議

当社は、会社法第322条第1項の規定による種類株主総会の決議を要しない旨を定款で定めておりません。

議決権の有無及び内容の差異並びにその理由

当社は、B種優先株式とは異なる種類の株式である普通株式を発行しております。普通株式は、株主としての権利内容に制限のない標準となる株式であるため、株主総会において議決権を有します。これに対し、B種優先株式は、資金調達を柔軟かつ機動的に行うための選択肢の多様化を図り、適切な資本政策を実行することを可能とするため、原則として株主総会において全ての事項について議決権を有しないものとしつつ、上記(5)のとおり、いわゆる議決権復活条項を定めております。

(11) B種優先株式に係る行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等（B種優先株式）により表示された権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

該当事項はありません。

当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

該当事項はありません。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成25年7月1日～ 平成25年9月30日	-	168,464	-	15,000	-	7,500

(6) 【大株主の状況】

所有株式別

普通株式

平成25年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	普通株式の発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
タイヨー パール ファンド エルピー (常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	C/O WALKERS SPV LIMITED, WALKER HOUSE, 87 MARY ST. GEORGE TOWN, GRAND CAYMAN KY1-9002, CAYMAN ISLANDS (東京都品川区東品川二丁目3番14号)	6,762	4.71
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	3,213	2.23
フィデアホールディングス従業員持株会	山形県鶴岡市本町一丁目9番7号	3,057	2.13
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	2,723	1.89
日本スタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	2,410	1.67
廣野 撰	山形県新庄市	1,510	1.05
公益財団法人克念社	山形県鶴岡市馬場町1番20号	1,500	1.04
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	1,494	1.04
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	1,405	0.97
みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区八重洲一丁目2番1号	1,307	0.91
計		25,383	17.69

B種優先株式

平成25年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	B種優先株式の発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
株式会社整理回収機構	東京都千代田区丸の内三丁目4番2号	25,000	100.00
計		25,000	100.00

合計（普通株式 + B種優先株式）

平成25年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合(%)
株式会社整理回収機構	東京都千代田区丸の内三丁目4番2号	25,000	14.83
タイヨー パール ファンド エルピー (常任代理人 シティバンク銀行株式会 社)	C/O WALKERS SPV LIMITED, WALKER HOUSE, 87 MARY ST. GEORGE TOWN, GRAND CAYMAN KY1-9002, CAYMAN ISLANDS (東京都品川区東品川二丁目3番14号)	6,762	4.01
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	3,213	1.90
フィデアホールディングス従業員持株会	山形県鶴岡市本町一丁目9番7号	3,057	1.81
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会 社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	2,723	1.61
日本マスタートラスト信託銀行株式会 社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	2,410	1.43
廣野 撰	山形県新庄市	1,510	0.89
公益財団法人克念社	山形県鶴岡市馬場町1番20号	1,500	0.89
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	1,494	0.88
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会 社(信託口4)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	1,405	0.83
計		49,075	29.13

所有議決権数別

平成25年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決 権に対する所 有議決権数の 割合(%)
タイヨー パール ファンド エルピー (常任代理人 シティバンク銀行株式会 社)	C/O WALKERS SPV LIMITED, WALKER HOUSE, 87 MARY ST. GEORGE TOWN, GRAND CAYMAN KY1-9002, CAYMAN ISLANDS (東京都品川区東品川二丁目3番14号)	67,621	4.72
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	32,133	2.24
フィデアホールディングス従業員持株会	山形県鶴岡市本町一丁目9番7号	30,572	2.13
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会 社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	27,236	1.90
日本マスタートラスト信託銀行株式会 社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	24,102	1.68
廣野 撰	山形県新庄市	15,100	1.05
公益財団法人克念社	山形県鶴岡市馬場町1番20号	15,000	1.04
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	14,942	1.04
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会 社(信託口4)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	14,053	0.98
みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区八重洲一丁目2番1号	13,072	0.91
計		253,831	17.75

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成25年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	B種優先株式 25,000,000		「1 株式等の状況」の 「(1) 株式の総数等」の 「発行済株式」の注記 に記載しております。
議決権制限株式(自己株式等)	-		
議決権制限株式(その他)	-	-	
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 11,400		
完全議決権株式(その他)	普通株式 142,997,800	1,429,978	権利内容に何ら限定のない 当社における標準となる株 式
単元未満株式	普通株式 455,690		同上
発行済株式総数	168,464,890		
総株主の議決権		1,429,978	

【自己株式等】

平成25年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合(%)
(自己保有株式) フィデアホールディングス 株式会社	宮城県仙台市青葉区中央三 丁目1番24号	11,400	-	11,400	0.00
計		11,400	-	11,400	0.00

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 取締役の状況

新任取締役

該当ありません。

退任取締役

該当ありません。

(2) 執行役の状況

新任執行役

該当ありません。

退任執行役

役名	職名	氏名	退任年月日
専務執行役		伊藤 兵一	平成25年7月26日

(3) 役職の異動

該当ありません。

第4【経理の状況】

- 1．当社は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。
- 2．当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下、「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
- 3．当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下、「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。
- 4．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間（自平成25年4月1日 至平成25年9月30日）の中間連結財務諸表及び中間会計期間（自平成25年4月1日 至平成25年9月30日）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

1【中間連結財務諸表】

(1)【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
資産の部		
現金預け金	6, 8 59,222	6, 8 67,274
買入金銭債権	4,531	4,948
商品有価証券	59	77
金銭の信託	1,966	2,012
有価証券	8, 14 781,166	8, 14 828,844
	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 9	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 9
貸出金		
	1,602,277	1,615,571
外国為替	5 2,020	5 1,990
その他資産	9,184	16,737
有形固定資産	10, 11 21,691	10, 11 22,382
無形固定資産	1,982	2,645
繰延税金資産	4,388	3,947
支払承諾見返	14,265	15,064
貸倒引当金	14,694	15,148
資産の部合計	2,488,060	2,566,348
負債の部		
預金	2,182,791	2,207,687
譲渡性預金	106,607	175,163
コールマネー及び売渡手形	8 17,302	8 20,105
債券貸借取引受入担保金	-	8 4,929
借入金	8, 12 58,170	8, 12 27,830
外国為替	14	18
社債	13 10,000	13 10,000
その他負債	16,183	19,517
退職給付引当金	1,587	1,638
睡眠預金払戻損失引当金	539	480
偶発損失引当金	365	416
その他の引当金	56	41
繰延税金負債	816	1,924
再評価に係る繰延税金負債	10 666	10 666
支払承諾	14,265	15,064
負債の部合計	2,409,368	2,485,485
純資産の部		
資本金	15,000	15,000
資本剰余金	24,744	24,744
利益剰余金	22,708	25,023
自己株式	1	2
株主資本合計	62,451	64,766
その他有価証券評価差額金	13,929	13,851
繰延ヘッジ損益	13	10
土地再評価差額金	10 1,119	10 1,119

その他の包括利益累計額合計	15,034	14,959
少数株主持分	1,205	1,136
純資産の部合計	78,692	80,862
負債及び純資産の部合計	2,488,060	2,566,348

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月30日)
経常収益	23,328	25,429
資金運用収益	16,826	16,823
(うち貸出金利息)	13,835	13,152
(うち有価証券利息配当金)	2,966	3,626
役務取引等収益	4,305	4,815
その他業務収益	1,212	1,641
その他経常収益	984	2,149
経常費用	18,909	20,229
資金調達費用	1,486	1,574
(うち預金利息)	1,214	1,260
役務取引等費用	1,437	1,504
その他業務費用	483	1,162
営業経費	14,364	14,623
その他経常費用	1,137	¹ 1,364
経常利益	4,419	5,200
特別利益	26	10
固定資産処分益	5	3
負ののれん発生益	4	6
持分変動利益	15	-
特別損失	29	38
固定資産処分損	5	11
減損損失	24	27
税金等調整前中間純利益	4,415	5,172
法人税、住民税及び事業税	401	425
法人税等調整額	1,238	1,578
法人税等合計	1,640	2,003
少数株主損益調整前中間純利益	2,775	3,168
少数株主損失()	89	10
中間純利益	2,865	3,178

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月30日)
少数株主損益調整前中間純利益	2,775	3,168
その他の包括利益	933	75
その他有価証券評価差額金	934	77
繰延ヘッジ損益	1	2
中間包括利益	1,842	3,093
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	1,932	3,103
少数株主に係る中間包括利益	90	10

(3)【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月30日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	15,000	15,000
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	-	-
当中間期末残高	15,000	15,000
資本剰余金		
当期首残高	24,744	24,744
当中間期変動額		
自己株式の処分	0	0
当中間期変動額合計	0	0
当中間期末残高	24,744	24,744
利益剰余金		
当期首残高	19,344	22,708
当中間期変動額		
剰余金の配当	864	863
中間純利益	2,865	3,178
当中間期変動額合計	2,000	2,315
当中間期末残高	21,344	25,023
自己株式		
当期首残高	1	1
当中間期変動額		
自己株式の取得	0	0
自己株式の処分	0	0
当中間期変動額合計	0	0
当中間期末残高	1	2
株主資本合計		
当期首残高	59,087	62,451
当中間期変動額		
剰余金の配当	864	863
中間純利益	2,865	3,178
自己株式の取得	0	0
自己株式の処分	0	0
当中間期変動額合計	2,000	2,314
当中間期末残高	61,088	64,766

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月30日)
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	998	13,929
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	932	77
当中間期変動額合計	932	77
当中間期末残高	66	13,851
繰延ヘッジ損益		
当期首残高	16	13
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	1	2
当中間期変動額合計	1	2
当中間期末残高	15	10
土地再評価差額金		
当期首残高	1,119	1,119
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	-	-
当中間期末残高	1,119	1,119
その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	2,101	15,034
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	931	75
当中間期変動額合計	931	75
当中間期末残高	1,169	14,959
少数株主持分		
当期首残高	1,331	1,205
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純 額)	86	68
当中間期変動額合計	86	68
当中間期末残高	1,245	1,136
純資産合計		
当期首残高	62,520	78,692
当中間期変動額		
剰余金の配当	864	863
中間純利益	2,865	3,178
自己株式の取得	0	0
自己株式の処分	0	0
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純 額)	1,017	144
当中間期変動額合計	982	2,170
当中間期末残高	63,503	80,862

(4)【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	4,415	5,172
減価償却費	748	660
減損損失	24	27
のれん償却額	80	78
負ののれん償却額	458	458
負ののれん発生益	4	6
貸倒引当金の増減()	1,195	453
賞与引当金の増減額(は減少)	58	-
退職給付引当金の増減額(は減少)	29	50
睡眠預金払戻損失引当金の増減()	74	58
偶発損失引当金の増減()	45	50
その他の引当金の増減額(は減少)	3	14
資金運用収益	16,826	16,823
資金調達費用	1,486	1,574
有価証券関係損益()	1,077	1,515
金銭の信託の運用損益(は運用益)	42	12
為替差損益(は益)	5	3
固定資産処分損益(は益)	0	7
貸出金の純増()減	43,602	13,294
預金の純増減()	53,212	24,895
譲渡性預金の純増減()	24,389	68,556
商品有価証券の純増()減	132	18
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減()	890	26,540
預け金(日銀預け金を除く)の純増()減	10	2,039
コールローン等の純増()減	2,252	417
コールマネー等の純増減()	758	2,803
債券貸借取引受入担保金の純増減()	-	4,929
外国為替(資産)の純増()減	534	29
外国為替(負債)の純増減()	8	3
資金運用による収入	16,674	17,914
資金調達による支出	1,391	1,641
その他	1,362	4,916
小計	38,970	73,358
法人税等の支払額	67	566
営業活動によるキャッシュ・フロー	38,903	72,791
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	144,387	193,532
有価証券の売却による収入	70,077	108,173
有価証券の償還による収入	20,903	29,513
金銭の信託の増加による支出	43	33
有形固定資産の取得による支出	305	1,217
有形固定資産の売却による収入	33	39
無形固定資産の取得による支出	238	887
投資活動によるキャッシュ・フロー	53,959	57,944

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
劣後特約付借入金の返済による支出	-	3,800
劣後特約付社債の発行による収入	4,957	-
リース債務の返済による支出	44	46
配当金の支払額	859	859
少数株主への配当金の支払額	2	5
少数株主からの子会社株式取得による支出	-	46
自己株式の取得による支出	0	0
自己株式の売却による収入	0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	4,051	4,759
現金及び現金同等物に係る換算差額	5	3
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	11,009	10,091
現金及び現金同等物の期首残高	51,494	51,802
現金及び現金同等物の中間期末残高	¹ 40,484	¹ 61,893

【注記事項】

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 11社

株式会社荘内銀行
株式会社北都銀行
フィデアカード株式会社
株式会社フィデアベンチャーキャピタル
株式会社フィデア総合研究所
株式会社フィデア情報システムズ
荘銀事務サービス株式会社
北都銀ビジネスサービス株式会社
株式会社北都ソリューションズ
北都チャレンジファンド1号投資事業組合
フィデア中小企業成長応援ファンド1号投資事業組合

(2) 非連結子会社

該当ありません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社

該当ありません。

(2) 持分法適用の関連会社

該当ありません。

(3) 持分法非適用の非連結子会社

該当ありません。

(4) 持分法非適用の関連会社

該当ありません。

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。

6月末日 2社
9月末日 9社

(2) 連結子会社については、それぞれの中間決算日の中間財務諸表により連結しております。

中間連結決算日と上記の中間決算日との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については原則として中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし株式については中間連結会計期間末前1カ月の市場価格の平均に基づく時価法、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び銀行業を営む連結子会社の有形固定資産は、定額法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物：7年～50年

その他：4年～20年

その他の連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更）

当社及び一部の連結子会社における建物及びその他の有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却の方法は、従来、主として定率法を採用していましたが、当中間連結会計期間より定額法へ変更しております。

当社及び一部の連結子会社は、平成25年4月からスタートするフィデアグループ第2次中期経営計画（平成25年度～平成27年度）において、当連結会計年度以降、「店舗政策の策定」及び「基幹系システム更改を中心とした事務機器等の大規模な更新投資」が見込まれるため、投資案件について投資形態のあり方等も含めて総合的に検討を行いました。

これらの検討を契機に有形固定資産の減価償却方法を見直したところ、今後、営業店舗及び事務機器等は構造的陳腐化のリスクが低くなることにより長期的かつ安定的に利用され、また、修繕費等の設備維持コストは毎期概ね定額的に発生することなどにより、投資効果は長期的かつ安定的に発現すると見込まれるため、使用可能期間にわたり均等に費用を配分する定額法のほうがより使用実態を適切に反映すると判断したため、この変更を行ったものであります。

この変更による中間連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社及び連結子会社で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

銀行業を営む連結子会社及び主要な連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、原則債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。

上記以外の債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施した上で、資産査定部署より独立した資産監査部署で査定結果を監査しております。

なお、株式会社北都銀行及び一部の連結子会社における破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は13,082百万円（前連結会計年度末は15,378百万円）であります。

その他の連結子会社の貸倒引当金については貸倒実績率等に基づき計上しております。

(6) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年～15年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日連結会計年度から損益処理

なお、会計基準変更時差異(2,710百万円)については、15年による按分額を費用処理することとし、当中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。

(7) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(8) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に係る信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来発生する可能性のある負担金支払見積額を計上しております。

(9) その他の引当金の計上基準

その他の引当金のうち、連結子会社が行っているクレジット業務に係る交換可能ポイントについて、将来使用された場合の負担に備え、将来使用される見込額を合理的に見積り、必要と認められる額を計上しております。また、連結子会社が利息制限法の上限金利を超過する貸付金利の返還請求に備えるため、過去の返還状況等を合理的に見積った額及び一定期間経過後に収益計上した未回収の商品券等について、将来回収された場合に発生する損失に備えるため合理的に見積った額をそれぞれ計上しております。

(10) 外貨建の資産・負債の本邦通貨への換算基準

連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの間接決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(11) リース取引の処理方法

一部の連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(12) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

銀行業を営む連結子会社における金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

銀行業を営む連結子会社における外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下、「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

(13) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

(14) 消費税等の会計処理

当社及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(中間連結貸借対照表関係)

1. 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
破綻先債権額	2,671百万円	2,328百万円
延滞債権額	26,784百万円	30,154百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

2. 貸出金のうち3カ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
3カ月以上延滞債権額	-百万円	-百万円

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

3. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
貸出条件緩和債権額	10,443百万円	12,418百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

4. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
合計額	39,900百万円	44,902百万円

なお、上記1.から4.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

5. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
	7,459百万円	6,658百万円

6. 当社の連結子会社である株式会社北都銀行の住宅ローン債権証券化により、信託譲渡した貸出金元本の残高は次のとおりであります。

前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
6,967百万円	6,071百万円

なお、劣後受益権を継続保有し、「貸出金」中の証書貸付、現金準備金として「現金預け金」中の預け金に計上している残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
劣後受益権	6,916百万円	6,828百万円
「貸出金」中の証書貸付	5,816百万円	5,728百万円
「現金預け金」中の預け金	1,100百万円	1,100百万円

7. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)計上額は次のとおりであります。

前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
1,278百万円	222百万円

8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
担保に供している資産		
有価証券	71,724百万円	51,553百万円
計	71,724 "	51,553 "
担保資産に対応する債務		
コールマネー	16,823 "	19,607 "
債券貸借取引受入担保金	- "	4,929 "
借入金	52,370 "	25,830 "

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
有価証券	172,245百万円	207,503百万円
現金預け金	8百万円	8百万円

また、その他資産には保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
保証金	587百万円	593百万円

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
融資未実行残高	423,883百万円	428,806百万円
うち原契約期間が1年以内のもの (又は任意の時期に無条件で取消 可能なもの)	422,332百万円	427,427百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、株式会社荘内銀行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成11年9月30日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める土地課税台帳に登録されている価格に基づいて、（奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例等による補正等）合理的な調整を行って算出する方法及び同条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価によって算出する方法を併用しております。

11. 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
減価償却累計額	32,623百万円	32,760百万円

12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が含まれております。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
劣後特約付借入金	5,800百万円	2,000百万円

13. 社債は、全額劣後特約付社債であります。

14. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
	8,357百万円	8,463百万円

（中間連結損益計算書関係）

1. その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
貸倒引当金繰入額	- 百万円	947百万円

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自平成24年4月1日至平成24年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	143,464	-	-	143,464	
B種優先株式	25,000	-	-	25,000	
合計	168,464	-	-	168,464	
自己株式					
普通株式	6	1	0	7	(注)
合計	6	1	0	7	

(注) 増加株式数は単元未満株式買取請求によるものであり、減少株式数は単元未満株式買増請求によるものです。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当ありません。

3. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年5月11日 取締役会	普通株式	717	5.00	平成24年3月31日	平成24年6月27日
	B種優先株式	147	5.88	平成24年3月31日	平成24年6月27日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

該当ありません。

当中間連結会計期間(自平成25年4月1日至平成25年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	143,464	-	-	143,464	
B種優先株式	25,000	-	-	25,000	
合計	168,464	-	-	168,464	
自己株式					
普通株式	8	3	0	11	(注)
合計	8	3	0	11	

(注) 増加株式数は単元未満株式買取請求によるものであり、減少株式数は単元未満株式買増請求によるものです。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当ありません。

3. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年5月10日 取締役会	普通株式	717	5.00	平成25年3月31日	平成25年6月26日
	B種優先株式	146	5.84	平成25年3月31日	平成25年6月26日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの
該当ありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
現金預け金勘定	45,812百万円	67,274百万円
その他預け金(日銀預け金を除く)	5,327 "	5,380 "
現金及び現金同等物	40,484 "	61,893 "

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

・有形固定資産

主としてパソコン、現金自動預払機等であります。

リース資産の減価償却の方法

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計処理基準に関する事項」の「(4)固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

前連結会計年度(平成25年3月31日)

(単位:百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	年度末残高相当額
有形固定資産	496	378	117
無形固定資産	-	-	-
合計	496	378	117

当中間連結会計期間(平成25年9月30日)

(単位:百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	中間連結会計期間末残高相当額
有形固定資産	309	226	83
無形固定資産	-	-	-
合計	309	226	83

未経過リース料期末残高相当額等

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
1年内	54	30
1年超	73	60
合計	127	91

支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
支払リース料	65	38
減価償却費相当額	58	34
支払利息相当額	3	1

減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。

利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。
 なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注2）参照）。

前連結会計年度（平成25年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	59,222	59,222	-
(2) 買入金銭債権（*1）	4,492	4,492	-
(3) 商品有価証券			
売買目的有価証券	59	59	-
(4) 金銭の信託	1,966	1,966	-
(5) 有価証券			
その他有価証券	778,346	778,346	-
(6) 貸出金	1,602,277		
貸倒引当金（*1）	14,496		
	1,587,780	1,650,759	62,979
(7) 外国為替（*1）	2,019	2,019	-
資産計	2,433,886	2,496,865	62,979
(1) 預金	2,182,791	2,182,944	153
(2) 譲渡性預金	106,607	106,607	-
(3) コールマネー及び売渡手形	17,302	17,302	-
(4) 債券貸借取引受入担保金	-	-	-
(5) 借入金	58,170	58,190	20
(6) 外国為替	14	14	-
(7) 社債	10,000	10,446	446
負債計	2,374,886	2,375,507	620
デリバティブ取引（*2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	127	127	-
ヘッジ会計が適用されているもの	(20)	(20)	-
デリバティブ取引計	107	107	-

（*1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、買入金銭債権、外国為替に対する貸倒引当金については重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

（*2）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

当中間連結会計期間（平成25年9月30日）

（単位：百万円）

	中間連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	67,274	67,274	-
(2) 買入金銭債権（*1）	4,909	4,909	-
(3) 商品有価証券			
売買目的有価証券	77	77	-
(4) 金銭の信託	2,012	2,012	-
(5) 有価証券			
その他有価証券	825,744	825,744	-
(6) 貸出金	1,615,571		
貸倒引当金（*1）	15,008		
	1,600,562	1,660,792	60,230
(7) 外国為替（*1）	1,989	1,989	-
資産計	2,502,570	2,562,800	60,230
(1) 預金	2,207,687	2,207,900	212
(2) 譲渡性預金	175,163	175,163	0
(3) コールマネー及び売渡手形	20,105	20,105	-
(4) 債券貸借取引受入担保金	4,929	4,929	-
(5) 借入金	27,830	27,846	16
(6) 外国為替	18	18	-
(7) 社債	10,000	10,476	476
負債計	2,445,734	2,446,440	705
デリバティブ取引（*2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	113	113	-
ヘッジ会計が適用されているもの	(16)	(16)	-
デリバティブ取引計	97	97	-

（*1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、買入金銭債権、外国為替に対する貸倒引当金については重要性が乏しいため、中間連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

（*2）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、ほとんどが残存期間1年以内の短期間のものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 買入金銭債権

買入金銭債権は、残存期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 商品有価証券

ディーリング業務のために保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保有目的毎の金銭の信託に関する注記事項については「(金銭の信託関係)」に記載しております。

(5) 有価証券

株式は取引所の価格(中間連結会計期間(連結会計年度)末前1カ月の市場価格の平均)、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格等によっております。投資信託は、公表されている基準価格等によっております。

私募債は、内部格付、期間に基づく区分毎に、将来のキャッシュ・フローを信用格付毎の信用リスクスプレッド及び市場金利で割り引いて時価を算定しております。

前連結会計年度においては、変動利付国債の時価について、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、当社グループが定める一定の基準に基づき市場価格を時価とみなせない状態にあると判断したものは、合理的に算定された価額をもって時価とし連結貸借対照表に計上したことにより、市場価格をもって連結貸借対照表計上額とした場合に比べ、「有価証券」は102百万円増加、「繰延税金資産」は36百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は66百万円増加しております。

前連結会計年度の変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割り引いた価額であり、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

当中間連結会計期間においては、保有する全ての変動利付国債について市場価格を時価とみなすことが相当と判断し、市場価格をもって時価とし中間連結貸借対照表に計上しております。

なお、保有目的毎の有価証券に関する注記事項については、「(有価証券関係)」に記載しております。

(6) 貸出金

貸出金のうち、残存期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限る等の特性により返済期限を設けていないものについては、返済見込期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため当該帳簿価額を時価としております。

固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分毎に、元利金の合計を信用格付毎の信用リスクスプレッド及び市場金利で割り引いて時価を算定しております。また、変動金利によるものも、固定金利によるものと同様に、内部格付、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額を信用格付毎の信用リスクスプレッド及び市場金利で割り引いて時価を算定しております。なお、信用リスクスプレッドは信用格付毎の累積デフォルト率、債務者区分別ロス率を基に残存期間帯別に計算しております。

仕組貸出は、前連結会計年度においては利子率推計モデルにより計算した将来金利と、貸出金の信用格付毎の信用リスクスプレッドから、モンテカルロ・シミュレーションにより計算しております。なお、当中間連結会計期間においては、仕組貸出の残高はありません。

貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日(連結決算日)における中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

(7) 外国為替

外国為替は、他の銀行に対する外貨預け金（外国他店預け）、輸出手形・旅行小切手等（買入外国為替）、輸入手形による手形貸付（取立外国為替）であります。これらは、満期のない預け金、又は残存期間が短期間（1年以内）であり、それぞれ時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日（連結決算日）に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間毎に区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際の店頭表示基準利率を用いております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) コールマネー及び売渡手形、及び(4) 債券貸借取引受入担保金

これらは、残存期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(5) 借入金

借入金のうち、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

残存期間が1年超のものです。期限前償還コールオプション、ステップアップ条項の付いた劣後借入金については、期限前償還の可能性を考慮した見積りキャッシュ・フローを見積り期間に対応した市場金利に連結子会社の信用リスクを加味した利率で割り引いて時価を算定しております。

(6) 外国為替

外国為替については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(7) 社債

当社の主要な子会社の発行する期限前償還コールオプション、ステップアップ条項の付いた劣後債については、期限前償還の可能性を考慮した見積りキャッシュ・フローを見積り期間に対応した市場金利に当該子会社の信用リスクを加味した利率で割り引いて時価を算定しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「（デリバティブ取引関係）」に記載しております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(5) その他有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区分	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
非上場株式（*1）（*2）	1,716	1,921
組合出資金（*3）	1,104	1,178
合計	2,820	3,099

（*1）非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

（*2）前連結会計年度において、非上場株式について2百万円減損処理を行っております。

当中間連結会計期間において、非上場株式について4百万円減損処理を行っております。

（*3）組合出資金のうち、組合財産が非上場株式等時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

- 1 中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)の「有価証券」について記載しております。
- 2 「子会社株式及び関連会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

1. 満期保有目的の債券
該当ありません。

2. その他有価証券

前連結会計年度(平成25年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	12,983	9,736	3,246
	債券	625,330	614,685	10,645
	国債	265,494	261,089	4,405
	地方債	177,202	173,664	3,537
	社債	182,633	179,931	2,702
	その他	64,449	54,014	10,434
	小計	702,763	678,436	24,326
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	4,112	4,541	429
	債券	48,637	49,075	437
	国債	35,759	36,182	423
	地方債	9,867	9,874	6
	社債	3,011	3,018	7
	その他	22,832	25,368	2,535
	小計	75,583	78,986	3,403
合計		778,346	757,422	20,923

当中間連結会計期間（平成25年9月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	17,048	12,474	4,574
	債券	633,799	626,017	7,782
	国債	291,110	287,784	3,325
	地方債	160,536	158,063	2,473
	社債	182,152	180,168	1,983
	その他	68,801	58,465	10,335
	小計	719,649	696,957	22,692
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	1,758	1,950	191
	債券	78,151	78,429	278
	国債	15,175	15,188	12
	地方債	34,328	34,553	225
	社債	28,646	28,687	41
	その他	26,184	27,591	1,406
	小計	106,094	107,972	1,877
合計		825,744	804,929	20,814

3. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間（連結会計年度）の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

前連結会計年度における減損処理額は、2,145百万円（うち、株式105百万円、その他2,039百万円）であります。

当中間連結会計期間における減損処理額は、28百万円（うち、株式28百万円、その他0百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、株式については個々の銘柄の当該中間連結会計期間（連結会計年度）末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額並びにそれ以外については当中間連結会計期間（連結会計年度）末日における時価が、取得原価に比較して50%以上下落した場合は全て実施し、30%以上50%未満の下落率の場合は、発行会社の業況や過去の一定期間における時価の推移等を考慮し、時価の回復可能性が認められないと判断されるものについて実施しております。

（金銭の信託関係）

1. 満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

該当ありません。

(その他有価証券評価差額金)

中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度(平成25年3月31日現在)

	金額(百万円)
評価差額	20,923
その他有価証券	20,923
その他の金銭の信託	-
(+)繰延税金資産(又は(-)繰延税金負債)	6,990
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	13,932
(-)少数株主持分相当額	3
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	-
その他有価証券評価差額金	13,929

当中間連結会計期間(平成25年9月30日現在)

	金額(百万円)
評価差額	20,814
その他有価証券	20,814
その他の金銭の信託	-
(+)繰延税金資産(又は(-)繰延税金負債)	6,960
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	13,854
(-)少数株主持分相当額	3
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	-
その他有価証券評価差額金	13,851

(デリバティブ取引関係)

1.ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日(連結決算日)における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1)金利関連取引

該当ありません。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度（平成25年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1 年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	為替予約				
	売建	7,949	132	81	81
	買建	289	129	42	42
合計				123	123

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値により算出しております。

当中間連結会計期間（平成25年9月30日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1 年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	為替予約				
	売建	6,212	99	66	66
	買建	225	98	46	46
合計				113	113

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値により算出しております。

(3) 株式関連取引

該当ありません。

(4) 債券関連取引

該当ありません。

(5) 商品関連取引

該当ありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

該当ありません。

(7) 複合金融商品関連取引

前連結会計年度（平成25年3月31日現在）

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
市場取引以外の取引	複合金融商品(貸出金)	1,000	4	4

(注) 1. 時価の算定方法

割引現在価値により算定しております。

2. 時価は、複合金融商品のうち組込デリバティブ部分の時価であり、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

3. 契約額等については、当該複合金融商品(貸出金)の元本金額を表示しております。

当中間連結会計期間（平成25年9月30日現在）

該当ありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の中間連結決算日（連結決算日）における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度（平成25年3月31日現在）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)
原則的処理方法	金利スワップ	貸出金	541	541	20
	受取変動・支払固定				
合計					20

(注) 1. 主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき、繰延ヘッジによっております。

2. 時価の算定

割引現在価値により算出しております。

当中間連結会計期間（平成25年9月30日現在）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)
原則的処理方法	金利スワップ	貸出金	507	507	16
	受取変動・支払固定				
合計					16

(注) 1. 主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき、繰延ヘッジによっております。

2. 時価の算定

割引現在価値により算出しております。

(2) 通貨関連取引

該当ありません。

(3) 株式関連取引

該当ありません。

(4) 債券関連取引

該当ありません。

(貸貸等不動産関係)

貸貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略致します。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前中間連結会計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

1. サービスごとの情報

(単位: 百万円)

	貸出業務	有価証券投資業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	13,972	3,679	5,677	23,328

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当社グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当社グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

1. サービスごとの情報

(単位: 百万円)

	貸出業務	有価証券投資業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	13,215	6,124	6,090	25,429

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当社グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当社グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当社グループは、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当社グループは、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当社グループは、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

		前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
1株当たり純資産額	円	469.41	486.05

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

		前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
純資産の部の合計額	百万円	78,692	80,862
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	11,351	11,136
(うち優先株式払込金額)	百万円	10,000	10,000
(うち優先配当金額)	百万円	146	-
(うち少数株主持分)	百万円	1,205	1,136
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額	百万円	67,340	69,725
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期末)の普通株式の数	千株	143,456	143,453

2. 1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

		前中間連結会計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
(1) 1株当たり中間純利益金額	円	19.97	22.15
(算定上の基礎)			
中間純利益	百万円	2,865	3,178
普通株主に帰属しない金額	百万円	-	-
普通株式に係る中間純利益	百万円	2,865	3,178
普通株式の期中平均株式数	千株	143,458	143,455
(2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	円	15.27	16.42
(算定上の基礎)			
中間純利益調整額	百万円	-	-
普通株式増加数	千株	44,052	50,000
うちB種優先株式	千株	44,052	50,000

(重要な後発事象)

120%ソフトコール条項付無担保転換社債型新株予約権付社債の発行

当社は、平成25年11月19日開催の取締役会において120%ソフトコール条項付無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）の発行を決議いたしました。その概要は次の通りです。

1. 社債の名称
フィデアホールディングス株式会社120%ソフトコール条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）
2. 発行価額（払込金額）
各社債の金額100円につき金100円
3. 発行価格
各社債の金額100円につき金100円
4. 社債の総額
金60億円
5. 各社債の金額
金1億円
6. 社債の利率
本社債には利率を付さない。
7. 社債の償還金額
各社債の金額100円につき金100円
但し、繰上償還の場合は発行要項に別に定める金額とする。
8. 社債の償還方法
本社債は平成28年3月7日にその総額を償還する。但し、繰上償還に関しては発行要項に別に定めるところによる。
9. 担保・保証の有無
本新株予約権付社債には担保及び保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
10. 社債の払込期日及び発行日
平成25年12月5日
11. 募集方法
第三者割当の方法により、全額をドイツ証券株式会社に割当てる。
12. 新株予約権に関する事項
 - (1) 新株予約権の総数
60個
 - (2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数の算定方法
本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式（単元株式数100株）とする。
本新株予約権の目的である株式の数は、同一の新株予約権者により同時に行使された本新株予約権に係る本社債の金額の総額を当該行使請求の効力発生日において適用のある転換価額で除して得られる数とする。この場合に1株未満の端数を生ずる場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わない。
 - (3) 新株予約権の割当日
平成25年12月5日
 - (4) 新株予約権の行使期間
平成25年12月12日から平成28年2月29日まで
 - (5) 新株予約権の行使に際し払い込むべき額
各本新株予約権の行使に際しては、当該各本新株予約権に係る各本社債を出資するものとし、各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。
 - (6) 転換価額
219円（当初）
 - (7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

(8) 当社が組織再編等を行う場合の承継会社等による新株予約権の交付
発行要項に一定の定めがある。

(9) 新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と本社債の利率（年0.0%）、発行価額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

13. 調達資金の用途

新自己資本比率規制の下でコア資本の質の更なる向上を実現するための期限付劣後債務の返済資金及びグループ内の資金マネジメントによる貸出余力の増強を通じた、子会社である株式会社荘内銀行及び株式会社北都銀行によるニューフロンティアビジネス等の成長分野への貸出資金に充当する予定であります。

2【その他】

該当事項はありません。

3【中間財務諸表】

(1)【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	495	86
繰延税金資産	28	28
その他	222	191
流動資産合計	746	306
固定資産		
有形固定資産	² 76	² 184
無形固定資産	82	300
投資その他の資産		
関係会社株式	¹ 64,645	¹ 64,691
その他の資産	94	94
投資その他の資産合計	64,739	64,786
固定資産合計	64,898	65,271
資産合計	65,644	65,577
負債の部		
流動負債		
短期借入金	-	73
未払法人税等	46	6
その他	163	104
流動負債合計	209	184
固定負債		
長期借入金	12,820	12,820
固定負債合計	12,820	12,820
負債合計	13,029	13,004
純資産の部		
株主資本		
資本金	15,000	15,000
資本剰余金		
資本準備金	7,500	7,500
その他資本剰余金	29,019	29,019
資本剰余金合計	36,519	36,519
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,096	1,056
利益剰余金合計	1,096	1,056
自己株式	1	2
株主資本合計	52,614	52,573
純資産合計	52,614	52,573
負債純資産合計	65,644	65,577

(2)【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月30日)
営業収益		
関係会社受取配当金	866	866
関係会社受入手数料	765	785
営業収益合計	1,632	1,651
営業費用		
販売費及び一般管理費	¹ 628	¹ 734
営業費用合計	628	734
営業利益	1,004	917
営業外収益	39	43
営業外費用	² 135	² 135
経常利益	908	825
税引前中間純利益	908	825
法人税、住民税及び事業税	22	2
法人税等調整額	0	0
法人税等合計	22	2
中間純利益	885	823

(3)【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月30日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	15,000	15,000
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	-	-
当中間期末残高	15,000	15,000
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	7,500	7,500
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	-	-
当中間期末残高	7,500	7,500
その他資本剰余金		
当期首残高	29,019	29,019
当中間期変動額		
自己株式の処分	0	0
当中間期変動額合計	0	0
当中間期末残高	29,019	29,019
資本剰余金合計		
当期首残高	36,519	36,519
当中間期変動額		
自己株式の処分	0	0
当中間期変動額合計	0	0
当中間期末残高	36,519	36,519
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	1,039	1,096
当中間期変動額		
剰余金の配当	864	863
中間純利益	885	823
当中間期変動額合計	21	40
当中間期末残高	1,061	1,056
利益剰余金合計		
当期首残高	1,039	1,096
当中間期変動額		
剰余金の配当	864	863
中間純利益	885	823
当中間期変動額合計	21	40
当中間期末残高	1,061	1,056

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月30日)
自己株式		
当期首残高	1	1
当中間期変動額		
自己株式の取得	0	0
自己株式の処分	0	0
当中間期変動額合計	0	0
当中間期末残高	1	2
株主資本合計		
当期首残高	52,558	52,614
当中間期変動額		
剰余金の配当	864	863
中間純利益	885	823
自己株式の取得	0	0
自己株式の処分	0	0
当中間期変動額合計	21	40
当中間期末残高	52,579	52,573
純資産合計		
当期首残高	52,558	52,614
当中間期変動額		
剰余金の配当	864	863
中間純利益	885	823
自己株式の取得	0	0
自己株式の処分	0	0
当中間期変動額合計	21	40
当中間期末残高	52,579	52,573

【注記事項】

【重要な会計方針】

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、子会社株式及び関連会社株式については、移動平均法による原価法により行っております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定額法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物： 8年～19年

その他： 4年～15年

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社における建物及びその他の有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却の方法は、従来、主として定率法を採用しておりましたが、当中間会計期間より定額法へ変更しております。

当社は、平成25年4月からスタートするフィデアグループ第2次中期経営計画（平成25年度～平成27年度）において、当事業年度以降、「店舗政策の策定」及び「基幹系システム更改を中心とした事務機器等の大規模な更新投資」が見込まれるため、投資案件について投資形態のあり方等も含めて総合的に検討を行いました。

これらの検討を契機に有形固定資産の減価償却方法を見直したところ、今後、営業店舗及び事務機器等は構造的陳腐化のリスクが低くなることにより長期的かつ安定的に利用され、また、修繕費等の設備維持コストは每期概ね定額的に発生することなどにより、投資効果は長期的かつ安定的に発現すると見込まれるため、使用可能期間にわたり均等に費用を配分する定額法のほうがより使用実態を適切に反映すると判断したため、この変更を行ったものであります。

この変更による中間財務諸表に与える影響は軽微であります。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

3. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式の総額

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
株式	64,645百万円	64,691百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
減価償却累計額	76百万円	87百万円

(中間損益計算書関係)

1. 減価償却実施額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
有形固定資産	8百万円	11百万円
無形固定資産	15百万円	20百万円

2. 営業外費用には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
支払利息	134百万円	135百万円

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自平成24年4月1日至平成24年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	6	1	0	7	(注)
合計	6	1	0	7	

(注)増加株式数は単元未満株式買取請求、減少株式数は単元未満株式買増請求によるものであります。

当中間会計期間(自平成25年4月1日至平成25年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	8	3	0	11	(注)
合計	8	3	0	11	

(注)増加株式数は単元未満株式買取請求、減少株式数は単元未満株式買増請求によるものであります。

(リース取引関係)

該当ありません。

(有価証券関係)

子会社及び関連会社株式

前事業年度(平成25年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	-	-	-
関連会社株式	-	-	-
合計	-	-	-

当中間会計期間(平成25年9月30日現在)

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	-	-	-
関連会社株式	-	-	-
合計	-	-	-

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の中間貸借対照表(貸借対照表)計上額

(単位:百万円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
子会社株式	64,645	64,691
関連会社株式	-	-
合計	64,645	64,691

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

		前中間会計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	当中間会計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
(1) 1株当たり中間純利益金額	円	6.17	5.73
(算定上の基礎)			
中間純利益	百万円	885	823
普通株主に帰属しない金額	百万円	-	-
普通株式に係る中間純利益	百万円	885	823
普通株式の期中平均株式数	千株	143,458	143,455
(2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	円	4.72	4.25
(算定上の基礎)			
中間純利益調整額	百万円	-	-
普通株式増加数	千株	44,052	50,000
うちB種優先株式	千株	44,052	50,000

(重要な後発事象)

120%ソフトコール条項付無担保転換社債型新株予約権付社債の発行

当社は、平成25年11月19日開催の取締役会において120%ソフトコール条項付無担保転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)(以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。)の発行を決議いたしました。その概要は次の通りです。

1. 社債の名称
フィデアホールディングス株式会社120%ソフトコール条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)
2. 発行価額(払込金額)
各社債の金額100円につき金100円
3. 発行価格
各社債の金額100円につき金100円
4. 社債の総額
金60億円
5. 各社債の金額
金1億円
6. 社債の利率
本社債には利率を付さない。
7. 社債の償還金額
各社債の金額100円につき金100円

但し、繰上償還の場合は発行要項に別に定める金額とする。

8. 社債の償還方法

本社債は平成28年3月7日にその総額を償還する。但し、繰上償還に関しては発行要項に別に定めるところによる。

9. 担保・保証の有無

本新株予約権付社債には担保及び保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。

10. 社債の払込期日及び発行日

平成25年12月5日

11. 募集方法

第三者割当の方法により、全額をドイツ証券株式会社に割当てる。

12. 新株予約権に関する事項

(1) 新株予約権の総数

60個

(2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数の算定方法

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式（単元株式数100株）とする。

本新株予約権の目的である株式の数は、同一の新株予約権者により同時に行使された本新株予約権に係る本社債の金額の総額を当該行使請求の効力発生日において適用のある転換価額で除して得られる数とする。この場合に1株未満の端数を生ずる場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

(3) 新株予約権の割当日

平成25年12月5日

(4) 新株予約権の行使期間

平成25年12月12日から平成28年2月29日まで

(5) 新株予約権の行使に際し払い込むべき額

各本新株予約権の行使に際しては、当該各本新株予約権に係る各本社債を出資するものとし、各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。

(6) 転換価額

219円（当初）

(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

(8) 当社が組織再編等を行う場合の承継会社等による新株予約権の交付

発行要項に一定の定めがある。

(9) 新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と本社債の利率（年0.0%）、発行価額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

13. 調達資金の用途

新自己資本比率規制の下でコア資本の質の更なる向上を実現するための期限付劣後債務の返済資金及びグループ内の資金マネジメントによる貸出余力の増強を通じた、子会社である株式会社荘内銀行及び株式会社北都銀行によるニューフロンティアビジネス等の成長分野への貸出資金に充当する予定であります。

4【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成25年11月21日

フィデアホールディングス株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	菅原和信	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山内正彦	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	藤井義博	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているフィデアホールディングス株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成25年4月1日から平成25年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、フィデアホールディングス株式会社及び連結子会社の平成25年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成25年4月1日から平成25年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成25年11月21日

フィデアホールディングス株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	菅原和信	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山内正彦	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	藤井義博	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているフィデアホールディングス株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第5期事業年度の中間会計期間(平成25年4月1日から平成25年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的な手続を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、フィデアホールディングス株式会社の平成25年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成25年4月1日から平成25年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。